

視野に係る障害認定基準② (表3)

障害年金における認定基準

身体障害者手帳 障害程度等級表

等級

～令和3年12月31日

令和4年1月1日～

等級

3級	<p>【ゴールドマン視野計】</p> <p>①求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、両眼の視野がそれぞれ1/4 (周辺視野)の視標で中心の残存視野が10度以内におさまるもの</p>	<p>(新設) 【ゴールドマン型視野計】</p> <p>両眼の1/4の視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下のもの</p> <p>(新設) 【自動視野計】</p> <p>両眼開放視認点数が70点以下のもの</p> <p>【ゴールドマン型視野計】</p> <p>※上部3級へ移動</p>
<p>障害 手当金</p>	<p>改正後</p> <p>②片眼ずつ1/4 (周辺視野)の視標で測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで測定した視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの</p> <p>※中心暗点のみの場合は、原則視野障害として認定は行わないが、状態を考慮し認定</p>	<p>(新設) ①1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>②左右眼それぞれに測定した1/4の視標による視野表を重ね合わせることで得た両眼による視野の面積が生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの (注: 文言の変更のみで内容は同一)</p> <p>(削除)</p> <p>(新設) 【自動視野計】</p> <p>①両眼開放視認点数が100点以下のもの</p> <p>②両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p>

手帳では
⇕

4級	<p>【ゴールドマン型視野計】</p> <p>周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</p> <p>【自動視野計】</p> <p>両眼開放視認点数が70点以下のもの</p>	5級	<p>【ゴールドマン型視野計】</p> <p>①両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>②左右眼それぞれに測定した1/4 (周辺視野)の視標による視野表を重ね合わせることで得た両眼による視野の面積が、生理的限界の面積の2分の1以上欠損しているもの</p> <p>【自動視野計】</p> <p>①両眼開放視認点数が100点以下のもの</p> <p>②両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p>
6級		6級	